

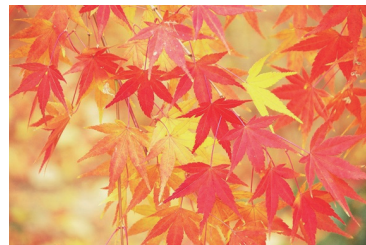
## ご挨拶

平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。  
10月に入り急速に気温も下がり、スッキリと気持ちの良い朝を迎える季節となりました。皆様、いかがお過ごしですか？  
街中には円安の恩恵を受けようとしてか、外国人の姿が多くみられます。でもよく見ると、こんなに気温が下がってきているのに半袖 T シャツに短パンという出で立ちに出会います。寒くないのでしょうか。明らかに南方の国から来ているように思えるのですが。

秋の寒空に反して、政界では衆議院解散総選挙が今月 27 日に予定されており、今まさに熱い論戦が交わされています。この『通信』が皆様の手元に届く頃には大勢が判明、新内閣が発足しているはずですが。総理大臣就任から最短での解散。石破内閣の力量も判らぬまま、民意を問う形となりましたが、弱体化した日本の再生を実現してくれる内閣が登場することを願っています。

今年も残すところあと 2 か月。年初に立てた目標の進捗はどうですか？私どもは皆様の気持ちに寄り添う会計事務所を目指して、日々研鑽しております。道半ばではございますが、今後ともよろしくお願い申し上げます。

税理士法人アークネット 代表社員 野呂 伸一郎



## 第 40 号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New  
\* 令和 6 年分年末調整 変更点
- 3 Tax Information  
\* 賃上げ促進税制の改正
- 4 Profile～職員スタッフ紹介
- 5 FP の部屋  
\* 会社法 セミナーのお知らせ
- 6 独り言

## 【令和 6 年分年末調整 変更点（定額減税）】

国税庁はホームページ上に「年末調整がよくわかるページ（令和 6 年分）」を開設しました。昨年と比べて変わった点は「定額減税」の実施に係るもので、掲載内容の主な点は次のとおりです。

### ◀ 年末調整の際に定額減税の対象となる人 ▶

年末調整の対象となる人が、原則として、年調減税の対象者となります。

### ◀ 年調減税額の計算 ▶

年調減税額の計算に当たっては、「扶養控除等（異動）申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族（同一生計配偶者及び扶養親族はいずれも居住者に限ります。）の人数を確認することになります。なお、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めるためには、給与所得者が、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」にその配偶者を記載して提出する必要があります。

### ◀ 年調減税額の控除 ▶

年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額からその住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行い、年調減税額を控除した金額に復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

### ◀ 「令和 6 年分年末調整チェック表」の年調減税事務関係の項目 ▶

#### □ 定額減税の計算は正しく行われていますか。

本人分（30,000円）＋同一生計配偶者及び扶養親族分（1人につき30,000円）いずれも居住者に限ります。

#### □ 給与所得の源泉徴収票の「（摘要）」欄に次の事項を記入しましたか。

記入事項	記入する内容
源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円	実際に控除した年調減税額
控除外額 ×××円	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額（ない場合は「0円」）
非控除対象配偶者減税有	合計所得金額が1,000万円を超える従業員について、その従業員の同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合に記入

令和 6 年分の年末調整は上記定額減税の事務が付け加わります。定額減税額に係る本人及び同一生計配偶者、扶養親族の判定も改めて年末調整時に行い、その後12月31日までで異動があれば更に再調整が必要となります。

静岡事務所所長 税理士 小田巻真史

Tax Information

# 特集 賃上げ促進税制の改正

## 1. 改正内容

- ◆企業区分が2区分→3区分へ（中堅企業新設）
- ◆中小企業は5年間繰越控除可能に
- ◆大企業・中堅企業：最大税額控除率 30%→35%
- ◆中小企業：最大税額控除率 40%→45%
- ◆プラチナくるみん（子育てサポート企業）、プラチナえるぼし（女性活躍推進企業）等の認定による上乗せ措置の追加

## 2. 適用時期

法人：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度  
個人：令和7年から令和9年まで

## 3. 企業区分

従業員数	2,000人以下	2,000人超
資本金(従業員数)		
1億円超 (1,000人超)	大企業 →中堅企業	大企業
1億円以下 (1,000人以下)	中小企業	中小企業

( )…資本又は出資を有しない法人、個人事業主の場合

中堅企業…青色申告書を提出するもののうち、常時使用する従業員数が2,000人以下の法人又は個人事業主。ただし、法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある従業員数が10,000人を超えるものを除く。

## 4. 企業区分～中小企業～

青色申告書を提出するもののうち、以下に該当

- 以下のいずれかに該当する法人<sup>※1</sup>
    - 資本金の額又は出資金の額が1億円以下  
ただし、以下法人は対象外
      - ・同一の大規模法人<sup>※2</sup>から1/2以上の出資を受ける法人
      - ・2以上の大規模法人<sup>※2</sup>から2/3以上の出資を受ける法人
    - 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
  - 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
  - 協同組合等(中小企業等協同組合等)
- ※1 前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は対象外  
※2 資本金1億円超の法人等

## 5. 税額控除～中小企業～

	改正前
賃上げ	・給与等 $\geq$ 1.5%：15%控除 ・給与等 $\geq$ 2.5%：30%控除
上乗せ	教育訓練費 $\geq$ 10%：+10%控除
税額控除	15%、25%、30%、40% (法人税額 $\times$ 20%を上限)
繰越控除	不可
	改正後
賃上げ	・給与等 $\geq$ 1.5%：15%控除 ・給与等 $\geq$ 2.5%：30%控除
上乗せ①	教育訓練費 $\geq$ 5%：+10%控除 (教育訓練費 $\geq$ 適用年度の全雇用者給与等支給額 $\times$ 0.05である場合限定)
上乗せ②	・くるみん以上：+5%控除 or ・えるぼし2段階目以上：+5%控除
税額控除	15%、20%、25%、30%、35%、40%、45% (法人税額 $\times$ 20%を上限)
繰越控除	5年間繰越可

給与等…雇用者給与等支給増加割合（全雇用者）  
教育訓練費…教育訓練費増加割合

※法人が教育訓練を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）

## 6. 繰越控除～中小企業～

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。

改正前は、単年赤字や繰越欠損金の使用によって法人税が発生しない年度に賃上げを行っても税額控除の恩恵が受けられませんでした。5年間繰越しが可能となったことにより、5年以内に繰越欠損金が解消される場合には、賃上げをした年度分にかかる税額控除の恩恵を受けることができるようになります。

法人税額 $\times$ 20%の上限を超える税額控除可能額についても、繰越しが可能となっています。

(参考) くるみん認定・えるぼし認定

## ■くるみん認定とは

○行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定（くるみん認定）を受けることができます。

○認定を受けると、くるみんマークを、商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。その結果、企業イメージの向上、労働者のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な労働者の採用・定着が期待できます。さらに、公共調達の加点評価等を受けることができます。

○認定を受けるためには、10項目の認定基準を全て満たす必要があります。

○令和4年4月1日から、くるみんの認定基準とくるみんマークが改正されました。改正されたマークは、令和4年4月1日以降に認定申請し、改正された基準を全て満たして認定された場合に付与されます。

※令和4年3月31日までに付与されたマークはそのまま使えます。

◇マークの上部に最新の認定年を記載し、いつ認定を取得した企業か、一目で分かるようになっています。

星の数は、これまで認定を受けた回数を表しています。実際に付与されるマークは、認定を受けた回数に応じて星の数が変わります。



## ■えるぼし認定とは

○女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができます。

○認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進事業主であることをPRすることや優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながる事が期待できます。

○「えるぼし」の認定の段階は、「採用」、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」の5項目の認定基準のうち満たした数に応じて3段階あります。



## お知らせ

令和7年から新年のご挨拶は1月末に発行するアークネット通信に替えさせていただきます。ご理解のほど宜しくお願いいたします。

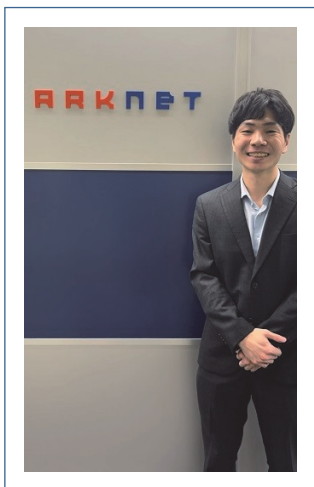


## Profile～職員スタッフ紹介

千葉 秀都  
(ちば しゅうと)

東京事務所所属

- ※ 1999年6月生まれ
- ※ 神奈川県横浜市出身
- ※ 大学で会計を学び、都内の税理士法人を経て、2024年6月より税理士法人アークネットに勤務。
- ※ 趣味: テニス、野球、温泉旅行
- ※ 一言: 日々勉強を重ね、皆様のお力になれるよう、誠心誠意努めて参ります。社会人2年目として、まだまだ至らぬ点もあるかとは思いますが、どうぞ宜しくお願い致します。



### ～～独り言～～

ちょうどいい(悪い)タイミングで選挙があるので、今回は政治の話はやめておこうと思う。予想が外れそうだから、という理由ではなく、政治とは、公平とは、というものが本当に良く解らなくなってきた。誰がやっても、どの党が政権を握っても、必ず突き当たるのは『公平』という概念。国民の可処分所得を増やすために、富裕層から税金を取り、社会に再配分するという。富裕層と言われる人口は圧倒的に少ないから、選挙に使っても得票率は変わらない。裏金が作りづらくなったら富裕層を守る意味もない。いったい公平とはなんだろう。文字通り『汗水垂らして』という労働の対価は、頭脳で掻きまわされた小さな箱の中の動きには敵わない。本当に公平な、平等な課税を試みるなら、所得の源泉から税率を変えるなどの工夫が必要ではないのか。そうすれば課税関係がとてつもなく複雑になり、会計事務所の出番が増え、儲かってしまい、富の再配分も可能に・・・ニヤニヤ 文責: 野呂伸一郎

## FPの部屋「会社法」について学びませんか？

私たちが日常生活を送る上で様々なルールがあるように、会社も事業活動する上で様々な決まり事があります。その決まり事を中心となるのが「会社法」という法律です。

皆さん、会社の組織・運営などに関して気になることはありませんか？

株主は株式を自由に譲渡できるの？

会社の設立手順や資金調達の方法は？



取締役会・監査役会等の設置は義務？

会社はどのように構成されているの？

最近よく耳にするM&Aの仕組みは？



株主の事業への責任はあるの？

「会社法」を紐解くと、これらの疑問もクリアに理解できるようになります。

今回のクライアント様限定セミナーは「会社法」の基本として、会社とは何か、会社の種類、設立諸手続、資金の調達方法、再編方法、解散までの重要なポイントを中心にご説明いたします！

### 「会社法」セミナーのご案内

参加費  
無料

\* 開始日時: R6年12月5日(木)  
14:00～16:00(休憩あり)

\* ご参加方法: 下記の通り同時開催  
オンライン・会場(静岡県産業経済会館)

\* お申込み開始日: R6年11月8日(金)～

\* お申込み方法: 弊社HP「クライアント様限定セミナー」ボタン 又は お電話(静岡事務所まで)

◎全事務所クライアント様が対象です◎

皆様のご参加をお待ちしております☆  
1級ファイナンシャルプランニング技能士・CFP  
設楽 亜沙美

# ARKNET

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-13 山手ビル3号館8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町36-6 西村ビル3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-11-24 フォルテ5A

TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591